

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

発熱や風邪症状がある児童生徒への対応について (依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

本県において、令和 4 年 1 月 9 日から「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりましたが、年末年始からの本県の新型コロナウイルス感染症新規感染者数の急増に伴い、児童生徒等の感染者数等も第 5 波以上に増加しております。

このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、各学校においては、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するようご指導をお願いします。

なお、本通知は、令和 3 年 4 月 12 日付け教保第 87 号「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒への対応について (依頼)」による通知内容と同様の措置であることを申し添えます。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

1 対象 名護市内全小中学校

2 期間 本日から当面の間

3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず意思に確認させ、その指示に従うよう指導する。

「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

発熱や風邪症状を有する者は、原則として医療機関の受診を勧めることとするが、受診しなかった児

児童生徒等については、事前に学校医と相談した上で、2の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。

再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

※上記については、令和3年8月18日付け教人第873号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症ガイドライン」P2～3の2.(1)②を参考に作成している。

※上記機関は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

5 参考資料

(1) 参考1

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aについて」(文部科学省HPより)

〈学校設置者・学校関係者向け〉

②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関すること

HP http://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html#q2

(2) 参考2

令和3年8月18日付け教人第873号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症ガイドライン」P2～3の2.(1)② ※枠で囲んだ部分

◇本件担当◇

名護市教育委員会 学校教育課

学校指導係 指導主事 諸見 秀幸

Tel0980-53-1212(内 385)/Fax0980-53-7285

E-Mail:gakkyou02@city.nago.lg.jp